

平成25年(ワ)第38号、同第94号、同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

2016(平成28)年5月17日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 久保木 亮 介



原告ら準備書面(40)の概要について陳述します。

第1 3人の専門家証言が示した2002年「長期評価」の高度の信頼性

1 「長期評価」の結論の概要と高度の信頼性

2002年7月に地震調査研究推進本部(地震本部)が発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(「長期評価」)は、①日本海溝寄りを陸寄りとは区別される一つの領域とした上で、②海溝寄りにおいて過去に3つの津波地震が発生したこと、③将来においてこの海溝寄りのどこでも同様の津波地震が発生しうることを示しました。

福島地裁の本法廷、および千葉地裁において行われた、都司嘉宣氏・島崎邦彦氏・佐竹健治氏の3名の地震・津波の専門家の証言は、この「長期評価」が当時の地震・津波学の知見・到達を踏まえたものであり、高度の信頼性を有す

るものであったことを具体的に明らかにしました。

2 原子力防災に反映されるべきであった「長期評価」の知見

被告国および東京電力は、この「長期評価」の知見を意図的に無視してきました。そのことに何らかの合理性があったのか。勿論、否です。

「長期評価」は、阪神淡路大震災の反省を踏まえて設置された被告国の地震本部の、地震調査委員会・海溝型分科会に招集された第一線の地震・津波の研究者（上述の3証人を含む）が議論を尽くし、最大公約数的な結論として示された公的な見解であり、一般防災に活用されることが当然予定されていました。

万が一にも重大事故を起こしてはならない原子炉施設の地震・津波に対する防護策（原子力防災）においては、一般防災にも増して「長期評価」の知見を重視し、速やかに原子炉施設の地震・津波に対する防護策に反映させるべきでした。それを被告らは怠ったのです。

第2 「長期評価」の高度の信頼性を否定する被告国の主張に根拠がないこと

被告国は、2002年「長期評価」は「信頼性のある波高を予測する情報が示されたものではない」と主張し、その根拠を4点にまとめています。

1 南北で地形・地質が異なるとの主張について

第1に、日本海溝寄りの領域は「北部と南部で地形、地質が同じとはいえない」との主張です。

しかし、日本海溝寄りの北部だけでなく南部でも、房総沖で1677年に津波地震が発生していること、その被害が北は仙台近くの岩沼まで及んでいることは、歴史資料から明らかな事実です。土木学会でも、中央防災会議の日本海溝等専門調査会でも、この地震が日本海溝寄りの津波地震であることを認めています。地形や地質を根拠に、南部では津波地震が起こらないとする議論には根拠がありません。

2 「防災行政的な観点」から領域分けしたとの主張について

第2に、「長期評価」が3つの津波地震を根拠に日本海溝寄りを一つの領域にまとめたのは、「防災行政的な観点」からであって、地震学的な根拠はないとの主張です。

しかし、人が感じにくいゆっくりした揺れの地震（低周波地震）が陸寄りではなく日本海溝寄りに集中していること、巨大な低周波地震である「津波地震」はニカラグアでもアリューシャンでも日本でも、必ず海溝寄りで生じていることは、「長期評価」策定の時点で、すでに確立した知見でした。

海溝型分科会は微小地震のデータから日本海溝沿いにおけるプレートの沈み込みやその角度を検討し、歴史資料に基づく議論と検討も経て3つの津波地震が日本海溝寄りの南北で起こったと結論づけています。

このように地震学的な根拠に基づいて示された「長期評価」の結論を、「防災行政的」と軽んじる主張には何の根拠もありません。

3 「長期評価」に「異論」があったとの主張について

第3に、「長期評価」の結論には異を唱える見解があり、「統一的な見解」ではなかったとの主張です。

しかし、被告国が「長期評価」への「異論」としてあげる個々の専門家の見解は、「長期評価」を作成した海溝型分科会において予め検討済みのものが殆どです。

海溝型分科会には、地震・津波の第一線の専門家が集められ、十分な議論と検討を経て「長期評価」の結論を出しています。日本海溝寄りを一つの領域とする領域分けや、そこで過去に3つの津波地震が発生しているとの評価は、2009年の一部改訂、3.11後の改訂においても維持されています。また、土木学会の津波評価部会でも、日本海溝寄りにおいては、福島県沖を含め南部の領域でも津波地震を想定すべきとの見解が支持されるに至っています。

専門家の「統一的な見解」でないとの主張は、事実上、原子力施設における津波対策を未来永劫先送りするに等しく、論外です。

4 信頼度が「やや低い」との主張について

第4に、地震本部が、2002年の「長期評価」について、発生領域や発生確率の信頼度が「やや低い」としている、との主張です。

しかし、地震本部が述べているのは、日本海溝寄りの領域内のどこで起きるかが分からないということであって、その領域内で起こらないということの意味するものではありません。

また、発生確率の信頼度が「やや低い」とされているのは、1896年の明治三陸地震の震源域の位置が南北について厳密に定まらないからであり、それより南側での津波地震が起きないとか、あるいは起きるかどうかわからないということの意味するものではありません。

そして、2万2000人も犠牲者を出した明治三陸地震と同様の規模の津波地震が海溝寄りのどこでも発生するという「発生規模の信頼度」については、「高い」と評価されています。

5 以上に述べたとおり、津波地震は福島沖を含む日本海溝寄りの南部では起こらないとして、「長期評価」の高度の信頼性を否定する被告国の主張は、合理的な根拠を欠いています。

第3 被告国の主張の誤りの根底にあるもの～過去400年の間に既往最大の地震を経験しかつ認識しているという誤った大前提

被告国の諸々の主張の誤りの根底には、過去400年あるいは500年程度の限られた期間において、日本海溝沿いにおいて起こりうる最大の地震は既に起こっており、かつそれを認識・把握できている、という誤った前提（ドグマ）があります。

しかし、歴史地震・津波のデータに限界があるということについては、都司証人及び島崎証人が、明確に指摘しています。被告国は「既往最大」の想定で足りると主張していますが、これは近代的な地震・津波観測データの限界（1

00年程度)、及び歴史地震・津波に関する記録の限界(400年程度)を無視するものであって、これでは「深刻な災害が万が一にも起こらないように」すべき原子炉施設において、高度の安全性が保障されないことはあまりに明らかです。

「長期評価」は、現在記録によって確認されている地震・津波は、何万年という地震の長大な歴史の中の、過去400年程度という限定された期間において観察されたものに過ぎないという基本的な事実を踏まえた上で、同一の構造を持つ日本海溝寄りにおいては、過去400年という短い期間でたまたま津波地震が発生していない領域(福島県沖を含むいわゆる空白域)でも、将来は津波地震が発生しうると結論しています。

この「長期評価」の知見に基づけば、被告国において、敷地高さを超える津波の襲来の可能性を予見することができ、適時かつ適正な規制権限の行使により、本件事故を防げたはずであることについては、準備書面(39)および(41)が明らかにしているとおりです。

以 上